

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第7号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
(瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和62年瀬戸市規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監	(休業補償を行わない場合) 第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行

置場に留置されている場合 (2) <省略>	のため監置場に留置されている場合 (2) <省略>
--------------------------	------------------------------

(瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第2条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和62年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第2条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) <省略></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第2条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) <省略></p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若し

くは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。